



# 宮 崎 県 公 報

平成25年7月29日（月曜日）第 2509 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

- 自衛官候補生として採用する自衛官の募集期間等……………（危機管理課） 1
- 救急病院の認定……………（医療業務課） 1

- 民有林の保安林の指定予定（2件）……………（自然環境課） 1
- 土砂災害警戒区域の指定……………（砂防課） 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………（ ” ） 2

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請…（経・働・財課） 2
- 県営土地改良事業計画の策定……………（農村整備課） 3
- 家畜人工授精講習会の開催……………（家畜防疫対策課） 3

## 告 示

### 宮崎県告示第 445号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第 179号）第 114条、第 117条第 1 項及び第 118条に規定する自衛官候補生として採用する自衛官の平成25年度の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに連絡先は、次のとおりである。

平成25年7月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 募 集 別      | 募集期間   | 試験期日                 | 試験場の位置 | 試験場の名称        | 連絡先                           |
|------------|--|----------------------|--------|---------------|-------------------------------|
| 自衛官候補生（男子） | 平成25年8月1日から同年9月6日まで<br>※年間を通じて受付を行っているが、文部科学省及び厚生労働省から示された期日で平成26年3月高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者の受付は、上記のとおりである | （筆記試験）<br>平成25年9月16日 | 宮崎市    | 宮崎第一生命ビル新館    | 自衛隊宮崎地方協力本部<br>電話0985（53）2643 |
|            |  |                      | 都城市    | 都城市総合福祉会館     |                               |
|            |  |                      | 延岡市    | 延岡市中小企業振興センター |                               |
|            |  |                      | 日南市    | 日南市テクノセンター    |                               |
|            |  |                      | 小林市    | 小林市社会福祉センター   |                               |
|            |  |                      | 日向市    | 日向市日知屋公民館     |                               |
|            |  | （口述試験及び身             | 都城市    | 陸上自衛隊都城駐屯地    |                               |

|            |                     |                                      |     |            |
|------------|---------------------|--------------------------------------|-----|------------|
|            |                     | （体検査）<br>平成25年9月19日から同月26日までのうち指定する日 | 新富町 | 航空自衛隊新田原基地 |
| 自衛官候補生（女子） | 平成25年8月1日から同年9月6日まで | （筆記試験、口述試験及び身体検査）<br>平成25年9月24日      | 都城市 | 陸上自衛隊都城駐屯地 |
|            |                     |                                      | 新富町 | 航空自衛隊新田原基地 |

### 宮崎県告示第 446号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に規定する救急病院等と認定した。

平成25年7月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 名称及び所在地

| 名 称    | 所 在 地               |
|--------|---------------------|
| 市民の森病院 | 宮崎市大字塩路江良の上2783番地37 |

#### 2 救急病院等の認定の有効期間

平成25年8月1日から平成28年7月31日まで

### 宮崎県告示第 447号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成25年7月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字富士大荷田 2966-1（次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 448号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成25年7月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 北諸県郡三股町大字長田字堂ノ下 291-17、291-31から 291-33まで
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 449号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成25年7月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 市町村名 | 地区名  | 土砂災害警戒区域の箇所（溪流）番号 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|------|------|-------------------|---------------------|
| 新富町  | 宮ヶ平  | I-1-2112          | 急傾斜地の崩壊             |
|      | 大和団地 | I-1-2113          | 急傾斜地の崩壊             |

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び高鍋土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 450号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成25年7月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 市町村名 | 地区名  | 土砂災害特別警戒区域の箇所（溪流）番号 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|------|------|---------------------|---------------------|
| 新富町  | 平山   | I-1-1073、I-1-1080   | 急傾斜地の崩壊             |
|      | 宮ヶ平  | I-1-2112            | 急傾斜地の崩壊             |
|      | 大和団地 | I-1-2113            | 急傾斜地の崩壊             |

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び高鍋土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成25年7月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 申請年月日      | 名称           | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地                  | 定款に記載された目的  |
|------------|--------------|--------|-----------------------------|---|
| 平成25年7月18日 | 特定非営利活動法人談笑会 | 佐藤 修   | 宮崎県西白杵郡高千穂町大字岩戸字西寺尾野1498番地1 | この法人は、地域で就労が困難な在宅障害者等に対して、小規模作業所での生活指導、社会適応訓練、職業能力訓練等を地域生活支援事業の一環として行い、地域との交流を図ることによって、障害者が地域社会の中で自立と生きがいを高め、もって真の地域生活の向上に寄与することを目的とする。 |

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、前方第 4 地区県営土地改良事業（都城市、畑地帯総合整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 7 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成25年 7 月29日から平成25年 8 月26日まで

3 縦覧場所

都城市役所農政部農産園芸課内

都城市役所都北町別館畑かん営農推進センター内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

家畜改良増殖法（昭和25年法律第 209号）第16条第 2 項に規定する平成25年度の家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

平成25年 7 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 開催期日

平成25年11月18日（月曜日）から12月24日（火曜日）まで

2 開催場所

児湯郡高鍋町大字持田5733番地 県立農業大学校

3 家畜の種類

牛

4 受講申込手続

(1) 受講願書の受付期間

平成25年 8 月26日（月曜日）から 9 月10日（火曜日）まで

(2) 受講願書の提出先

最寄りの家畜保健衛生所

(3) 受講願書の提出

所定の受講願書に最近 3 箇月以内撮影の写真（縦 5 センチメートル、横 4 センチメートル）2 枚を添付して提出すること。

5 受講手数料

33,000円（受講の際、宮崎県収入証紙により納付すること。）

6 その他

(1) テキストは、社団法人日本家畜人工授精師協会（〒 135-0041東京都江東区冬木11番17号イシマビル17階 電話03-5621-2070 F A X 03-5621-2077）発行の家畜人工授精講習会テキスト（家畜人工授精編）を使用するのであらかじめ準備すること。

(2) この講習会に関する問い合わせは、最寄りの家畜保健衛生所又は宮崎県農政水産部畜産新生推進局家畜防疫対策課（電話0985-26-7139）にすること。

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|